

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和6年10月版）」を一部改定し、令和7年2月1日以後に入札する工事から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部建設政策局建設管理課

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定)	(旧) 令和6年10月版	頁 新(旧)																																													
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">I 土木工事共通仕様書 (本文)</p> <p style="font-weight: bold;">第1編 共通編 第1章 総則</p>	<p style="font-weight: bold;">第1編 共通編 第1章 総則</p>	<p>I-1-1-49 (I-1-1-49) ■誤記の修正 △</p>																																													
<p style="text-align: center; color: red;">工事施工協議簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; color: red;"> <input type="checkbox"/>指示、<input type="checkbox"/>承諾、<input type="checkbox"/>協議、<input type="checkbox"/>提出、<input type="checkbox"/>報告、<input type="checkbox"/>通知書 </td> <td style="text-align: right; color: red;">(第 回)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;"> 工事名 工種、細目等 </td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>指示、<input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>協議、<input type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>報告、<input type="checkbox"/>通知 事項 </td> <td colspan="2" style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>添付資料名 </td> <td style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/>図面 全 葉 </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 【工事監督員】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/>指示、<input type="checkbox"/>承諾、<input type="checkbox"/>協議、<input type="checkbox"/>通知、<input type="checkbox"/>受理 します。 <input type="checkbox"/>特記事項 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 変更契約の対象と <input type="checkbox"/>しません。 <input type="checkbox"/>します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 【受注者】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/>了解します。 <input type="checkbox"/>承諾願います。 <input type="checkbox"/>協議、<input type="checkbox"/>提出、<input type="checkbox"/>報告します。 <input type="checkbox"/>特記事項 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">確認欄</td> <td style="text-align: center;"> 総括監督員 主任監督員 監督員 現場代理人 主任技術者等 </td> <td></td> </tr> </table> <p>(主旨) (省略)</p>	<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知書		(第 回)	工事名 工種、細目等			<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 事項			<input type="checkbox"/> 添付資料名	<input type="checkbox"/> 図面 全 葉		【工事監督員】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 通知、 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 特記事項			変更契約の対象と <input type="checkbox"/> しません。 <input type="checkbox"/> します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。			【受注者】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 了解します。 <input type="checkbox"/> 承諾願います。 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告します。 <input type="checkbox"/> 特記事項			確認欄	総括監督員 主任監督員 監督員 現場代理人 主任技術者等		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"> 工事名 工種、細目等 </td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>指示、<input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>協議、<input type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>報告、<input type="checkbox"/>通知 事項 </td> <td colspan="2" style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>添付資料名 </td> <td style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/>図面 全 葉 </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 【工事監督員】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/>指示、<input type="checkbox"/>承諾、<input type="checkbox"/>協議、<input type="checkbox"/>通知、<input type="checkbox"/>受理 します。 <input type="checkbox"/>特記事項 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 変更契約の対象と <input type="checkbox"/>しません。 <input type="checkbox"/>します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 【受注者】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/>了解します。 <input type="checkbox"/>承諾願います。 <input type="checkbox"/>協議、<input type="checkbox"/>提出、<input type="checkbox"/>報告します。 <input type="checkbox"/>特記事項 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">確認欄</td> <td style="text-align: center;"> 総括監督員 主任監督員 監督員 現場代理人 主任技術者等 </td> <td></td> </tr> </table> <p>(主旨) (省略)</p>	工事名 工種、細目等			<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 事項			<input type="checkbox"/> 添付資料名	<input type="checkbox"/> 図面 全 葉		【工事監督員】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 通知、 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 特記事項			変更契約の対象と <input type="checkbox"/> しません。 <input type="checkbox"/> します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。			【受注者】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 了解します。 <input type="checkbox"/> 承諾願います。 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告します。 <input type="checkbox"/> 特記事項			確認欄	総括監督員 主任監督員 監督員 現場代理人 主任技術者等		
<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知書		(第 回)																																													
工事名 工種、細目等																																															
<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 事項																																															
<input type="checkbox"/> 添付資料名	<input type="checkbox"/> 図面 全 葉																																														
【工事監督員】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 通知、 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 特記事項																																															
変更契約の対象と <input type="checkbox"/> しません。 <input type="checkbox"/> します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。																																															
【受注者】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 了解します。 <input type="checkbox"/> 承諾願います。 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告します。 <input type="checkbox"/> 特記事項																																															
確認欄	総括監督員 主任監督員 監督員 現場代理人 主任技術者等																																														
工事名 工種、細目等																																															
<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 事項																																															
<input type="checkbox"/> 添付資料名	<input type="checkbox"/> 図面 全 葉																																														
【工事監督員】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 通知、 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 特記事項																																															
変更契約の対象と <input type="checkbox"/> しません。 <input type="checkbox"/> します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。																																															
【受注者】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 了解します。 <input type="checkbox"/> 承諾願います。 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告します。 <input type="checkbox"/> 特記事項																																															
確認欄	総括監督員 主任監督員 監督員 現場代理人 主任技術者等																																														

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定)	(旧) 令和6年10月版	頁 新(旧)																				
<p>第2章 材料</p> <p>1-2-11-4 種子帯</p> <p>1. 種子帯は15cmを標準とする。種子帯に使用する種子、肥料の標準使用量は、表2-38によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-38 1m当たり使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">帯幅</th> <th style="width: 15%;">種子粒数</th> <th style="width: 15%;">肥料分量</th> <th style="width: 60%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15cm</td> <td>2500粒以上</td> <td>1.2g以上</td> <td>主体草種は最低3種とする。肥料分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 製造後の使用期限は原則として製造後1年以内のものを使用すること。また、材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で保護し貯蔵しなければならない。</p> <p>3. 主体草種は下記の中から3種以上を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) トールフェスク (2) クリーピングレッドフェスク (3) ケンタッキーブルーグラス (4) レッドトップ (5) ホワイトクローバー (6) その他のフェスク類 	帯幅	種子粒数	肥料分量	摘 要	15cm	2500粒以上	1.2g以上	主体草種は最低3種とする。肥料分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。	<p>第2章 材料</p> <p>1-2-11-4 種子帯</p> <p>1. 種子帯は10cm及び15cmを標準とする。種子帯に使用する種子、肥料の標準使用量は、表2-38によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-38 1m当たり使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">帯幅</th> <th style="width: 15%;">種子粒数</th> <th style="width: 15%;">肥料量</th> <th style="width: 60%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10cm</td> <td>2100粒以上</td> <td>3g以上</td> <td>主体草種は最低3種とする。肥料は高度化成</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>2500粒以上</td> <td>4g以上</td> <td>肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 製造後の使用期限は原則として製造後1年以内のものを使用すること。また、材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で保護し貯蔵しなければならない。</p> <p>3. 主体草種は下記の中から3種以上を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) トールフェスク (2) クリーピングレッドフェスク (3) ケンタッキーブルーグラス (4) レッドトップ (5) ホワイトクローバー 	帯幅	種子粒数	肥料量	摘 要	10cm	2100粒以上	3g以上	主体草種は最低3種とする。肥料は高度化成	15cm	2500粒以上	4g以上	肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。	<p>I-1-2-49 (I-1-2-49)</p> <p>■実態を考慮した変更 ○</p>
帯幅	種子粒数	肥料分量	摘 要																			
15cm	2500粒以上	1.2g以上	主体草種は最低3種とする。肥料分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。																			
帯幅	種子粒数	肥料量	摘 要																			
10cm	2100粒以上	3g以上	主体草種は最低3種とする。肥料は高度化成																			
15cm	2500粒以上	4g以上	肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。																			

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定)	(旧) 令和6年10月版	頁 新(旧)																	
<p>1-2-11-5 植生マット・植生シート・人工張芝</p> <p>1. 植生マット・植生シート・人工張芝 植生マット・植生シート・人工張芝はネット(化学繊維・植物繊維)、わらなどで製作した幅50cm以上で地盤によくなじむものでなければならない。植生マットは、種子や肥料を付けたシート・不織布にネット(化学繊維・植物繊維)を被せ、肥料袋・基材袋を装着したものとする。植生シート・人工張芝は種子や肥料を装着したシート・不織布にネット(化学繊維・植物繊維)、わらを被せたものとする。植生マット・植生シート・人工張芝に使用する種子、肥料の標準使用量は、表2-39によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-39 1㎡当り使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 15%;">種子粒数</th> <th style="width: 15%;">肥料成分量</th> <th style="width: 55%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植生マット</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10000粒以上</td> <td style="text-align: center;">30g以上</td> <td>主体草種は最低3種とする。 肥料成分量は、肥料に含まれる成分</td> </tr> <tr> <td>植生シート 人工張芝</td> <td style="text-align: center;">12g以上</td> <td>「窒素」「リン酸」「カリウム」の 合計量とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ワラ付人工芝については、ワラ見付量は1㎡当たり280g以上とする。</p> <p>2. 止め具類 植生マット・植生シート・人工張芝の固定に使用する止め具類は、それぞれに適応するものを使用する。なお、芝ぐしは亜鉛引鉄線1.6mm以上、長さ20cm以上に切りU型等に曲げて使用する。止め釘は、L=150mmを標準とする。</p> <p>3. 張付け 張付けは種子を装着した面を下にし、法面に十分密着させ、それぞれに対応した止め具で行う。マット相互の合端は種子の装着されている面で突き合せとする。</p> <p>4. 製造後の使用期限、その他 製造後の使用期限は原則として製造後1年以内のものを使用すること。また、材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で保護し貯蔵しなければならない。</p> <p>5. 主体草種は下記の中から3種以上を使用する。 (1) トールフェスク (2) クリーピングレッドフェスク (3) ケンタッキーブルーグラス (4) レッドトップ (5) ホワイトクローバー (6) その他のフェスク類</p>	種別	種子粒数	肥料成分量	摘要	植生マット	10000粒以上	30g以上	主体草種は最低3種とする。 肥料成分量は、肥料に含まれる成分	植生シート 人工張芝	12g以上	「窒素」「リン酸」「カリウム」の 合計量とする。	<p>1-2-11-5 植生マット</p> <p>1. 植生マット 植生マットは布、わらなどで製作した幅50cm以上で地盤によくなじむものでなければならない。植生マットに使用する種子、肥料の標準使用量は、表2-39によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-39 1㎡当り使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種子粒数</th> <th style="width: 15%;">肥料量</th> <th style="width: 70%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">15000粒以上</td> <td style="text-align: center;">40g以上</td> <td>主体草種は最低下記の3種とする。肥料は高度化成肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ワラ付人工芝については、ワラ見付量は1㎡当たり300g以上とする。</p> <p>2. 芝ぐし 芝ぐしは亜鉛引鉄線1.6mm以上、長さ20cm以上に切りU型等に曲げて使用する。</p> <p>3. 張付け 植生マットの張付けは種子を装着した面を下にし、法面に十分密着させ、芝ぐしは1㎡当たり6本以上使用するものとし、マット相互の合端は種子の装着されている面で突き合せとする。</p> <p>4. 製造後の使用期限、その他 製造後の使用期限は原則として製造後1年以内のものを使用すること。また、材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で保護し貯蔵しなければならない。</p> <p>5. 主体草種は下記の中から3種以上を使用する。 (1) トールフェスク (2) クリーピングレッドフェスク (3) ケンタッキーブルーグラス (4) レッドトップ (5) ホワイトクローバー</p>	種子粒数	肥料量	摘要	15000粒以上	40g以上	主体草種は最低下記の3種とする。肥料は高度化成肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。	<p>I-1-2-49 (I-1-2-49) I-1-2-50 (I-1-2-50)</p> <p>■植生シート及び人工張芝の記載を追加 ◎</p>
種別	種子粒数	肥料成分量	摘要																
植生マット	10000粒以上	30g以上	主体草種は最低3種とする。 肥料成分量は、肥料に含まれる成分																
植生シート 人工張芝		12g以上	「窒素」「リン酸」「カリウム」の 合計量とする。																
種子粒数	肥料量	摘要																	
15000粒以上	40g以上	主体草種は最低下記の3種とする。肥料は高度化成肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。																	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定)	(旧) 令和6年10月版	頁 新(旧)																																
<p>1-2-11-6 植生土のう</p> <p>土のう袋として植物の発芽生育に支障のない編目のものとし、少なくとも1年間は破損しない材質のものを用いる。種子、肥料の標準使用量は、表2-40によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-40 1袋当り使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種子粒数</th> <th style="width: 15%;">肥料量</th> <th style="width: 70%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片面当たり 3000粒以上</td> <td>1袋当たり 6g以上</td> <td>主体草種は最低3種とする。肥料分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種子粒数	肥料量	摘 要	片面当たり 3000粒以上	1袋当たり 6g以上	主体草種は最低3種とする。肥料分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。	<p>1-2-11-6 植生土のう</p> <p>土のう袋として植物の発芽生育に支障のない編目のものとし、少なくとも1年間は破損しない材質のものを用いる。種子、肥料の標準使用量は、表2-40によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-40 1袋当り使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種子粒数</th> <th style="width: 15%;">肥料量</th> <th style="width: 70%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片面当たり 3600粒以上</td> <td>1袋当たり 28g以上</td> <td>主体草種は最低3種とする。肥料は高度化成肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種子粒数	肥料量	摘 要	片面当たり 3600粒以上	1袋当たり 28g以上	主体草種は最低3種とする。肥料は高度化成肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。	<p>I-1-2-50 (I-1-2-50) ■実態を考慮した変更 ○</p>																				
種子粒数	肥料量	摘 要																																
片面当たり 3000粒以上	1袋当たり 6g以上	主体草種は最低3種とする。肥料分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。																																
種子粒数	肥料量	摘 要																																
片面当たり 3600粒以上	1袋当たり 28g以上	主体草種は最低3種とする。肥料は高度化成肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。																																
<p>1-2-11-15 植生基材吹付工 (有機質系)</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4. 育成基盤材(ブレンド品)については、バーク堆肥、ピートモス及びパーライトの混合物とする。なお、各材料の品質基準値は表2-50～表2-52による。</p> <p style="text-align: center;">表2-50 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-51 ピートモスの基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項目</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 25%;">基準値</th> <th style="width: 35%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物含有量</td> <td>%</td> <td>※70以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩基置換容量(CEC)</td> <td>me/l</td> <td>※100以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>—</td> <td>3.5～7.0</td> <td>H₂O法による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※成分は乾物当たり。</p>	項目	単位	基準値	摘要	有機物含有量	%	※70以上		塩基置換容量(CEC)	me/l	※100以上		pH	—	3.5～7.0	H ₂ O法による	<p>1-2-11-15 植生基材吹付工 (有機質系)</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4. 育成基盤材(ブレンド品)については、バーク堆肥、ピートモス及びパーライトの混合物とする。なお、各材料の品質基準値は表2-50～表2-52による。</p> <p style="text-align: center;">表2-50 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-51 ピートモスの基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項目</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 25%;">基準値</th> <th style="width: 35%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物含有量</td> <td>%</td> <td>※70以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩基置換容量(CEC)</td> <td>me/l</td> <td>※130以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>—</td> <td>3.5～7.0</td> <td>H₂O法による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※成分は乾物当たり。</p>	項目	単位	基準値	摘要	有機物含有量	%	※70以上		塩基置換容量(CEC)	me/l	※130以上		pH	—	3.5～7.0	H ₂ O法による	<p>I-1-2-61 (I-1-2-61) ■実態を考慮した見直し ○</p>
項目	単位	基準値	摘要																															
有機物含有量	%	※70以上																																
塩基置換容量(CEC)	me/l	※100以上																																
pH	—	3.5～7.0	H ₂ O法による																															
項目	単位	基準値	摘要																															
有機物含有量	%	※70以上																																
塩基置換容量(CEC)	me/l	※130以上																																
pH	—	3.5～7.0	H ₂ O法による																															

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版(一部改定)	(旧) 令和6年10月版	頁 新(旧)
<p>第3章 一般施工</p> <p>1-3-3-7 植生工 1～19 (省略)</p> <p>20. 受注者は、植生シート・マット類の施工に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p style="color: red;">(1) 受注者は、植生シート・マット工を施工する前に、法面の土質・土壌試験を行い、その結果を工事監督員に提出した後、着手するものとする。</p> <p style="color: red;">(2) 施工時期について、工事監督員に報告又は協議するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、シート・マット類の境界に隙間が生じないようにしなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、シート・マット類の自重によってシート・マット類に破損が生じないように取付けなければならない。</p> <p style="color: red;">(5) 受注者は、シート・マット類の法面への固定に際して各資材に適応した固定具(アンカーピン・止め釘など)を用いるものとする。ただし、標準の固定具で確実な固定が図れない可能性がある場合、固定具の変更を工事監督員と協議すること。</p> <p style="color: red;">(6) 植生シート・マット工の施工後、工事完成引渡しまでに発芽不良または枯死した場合は、受注者はその原因を調査し、工事監督員に報告しなければならない。</p> <p>21～26 (省略)</p>	<p>第3章 一般施工</p> <p>1-3-3-7 植生工 1～19 (省略)</p> <p>20. 受注者は、植生シート・マット類の施工に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、シート・マット類の境界に隙間が生じないようにしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、シート・マット類の自重によってシート・マット類に破損が生じないように取付けなければならない。</p> <p>21～26 (省略)</p>	<p>I-1-3-16(I-1-3-16) I-1-3-17(I-1-3-17) ■植生製品に関する記載を追加 ◎</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定)

摘 要

植生工法適用条件表 (1 / 2)

別紙-1

植 生 工 法 条 件	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工 (土砂系) t = 3 cm
適用土質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称 {中分類記号} または (小分類記号) による	細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5~15%のS-F・S-FG) <small>注1</small> れき質砂 (細粒分5~15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじりれき {GF} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	れき (中れき (粒径19mm) 以下かつ細粒分5~15%のG-F・G-FS) 砂れき (細粒分5~15%のGS-F) 細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5~15%のS-F・S-FG) れき質砂 (細粒分5~15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}
表面れき含有量 ^{注2}	0%~80%	0%~20%	0%~30%	0%~30%
土 壤 硬 度	10mm~27mm未満	10mm~23mm未満	10mm~23mm未満	10mm~27mm未満
勾 配	1.0割以上	1.2割以上	1.0割以上	1.0割以上
法 面 垂 直 高	—	30m以下	30m以下	80m以下
有 機 含 有 量	—	3%以上	3%未満	—
土 壤 酸 度 (P H)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下	—
吹付用ホース延長 ^{注5・6}	—	0~200m	0~120m	0~80m
施 工 適 期 ^{注7}	施工完了時期が日平均気温-5℃以上までとする。ただし、凍結している法面への施工は行わないこととする。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで

- 注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通る細粒土 (シルト、粘土) の量をいう。
 2. 表面れき含有量のれきとは、2mm以上75mm以下の粗粒土 (細れき、中れき、粗れき) をいう。
 3. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
 4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
 5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工 (土砂系) の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工 (有機質系) を選択するものとする。
 6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
 7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
 8. 植生製品を使用する場合は、別紙-2「植生製品適用条件表」を参照のうえ、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適合することを確認し使用すること。

I-1-3-18
(I-1-3-18)

■別紙番号の追加

■表記の変更

■植生製品適用条件表について記載

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(旧) 令和6年10月版

摘要

植生工法適応条件表 (1/2)

別紙

植 生 工 法 条 件	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工 (土砂系) t = 3 cm
適用土質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5~15%のS-F・S-FG) <small>注)1</small> れき質砂 (細粒分5~15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじりれき {GF} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	れき(中れき(粒径19mm)以下かつ 細粒分5~15%のG-F・G-FS) 砂れき(細粒分5~15%のGS-F) 細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5~15%のS-F・S-FG) れき質砂 (細粒分5~15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V})
れき含有量 <small>注)2</small>	0%~80%	0%~20%	0%~30%	0%~30%
土 壤 硬 度	10mm~27mm未満	10mm~23mm未満	10mm~23mm未満	10mm~27mm未満
勾 配	1.0割以上	1.2割以上	1.0割以上	1.0割以上
法 面 垂 直 高	—	30m以下	30m以下	80m以下
有 機 含 有 量	—	3%以上	3%未満	—
土 壤 酸 度 (P H)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H ₂ O)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H ₂ O)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H ₂ O)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H ₂ O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下	—
吹付用ホース延長 <small>注)5・6</small>	—	0~200m	0~120m	0~80m
施 工 適 期 <small>注)7</small>	施工完了時期が日平均気温-5℃以上 上までとする。ただし、凍結している 法面への施工は行わないこととする。	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで

- 注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土(シルト、粘土)の量をいう。
 2. れき含有量のれきとは、2mm以上75mm以下の粗粒土(細れき、中れき、粗れき)をいう。
 3. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
 4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
 5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。
 6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
 7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ(平均値)と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
 8. 人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適合することを確認し使用すること。
 9. 人工芝を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時期までとする。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定)

摘 要

植生工法適用条件表 (2/2)

別紙-1

植 生 工 法 条 件	植生基材吹付工 (土砂系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 3 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 8 cm
適用土質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	れき {G} 砂れき {GS} 細粒分まじりれき {GF} 砂 {S} れき質砂 {SG} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	軟岩 (I) 強風化・亀裂面風化 クラック間隔 5cm未満 れき {G}	軟岩 (I・II) 亀裂面風化 クラック間隔 5cm~15cm未満	軟岩 (II)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラック間隔15cm~50cm未満
表面れき含有量注)2	0%~50%	-	-	-
土 壤 硬 度	10mm~30mm未満	30mm以上	30mm以上	30mm以上
勾 配	1.0割以上	1.0割以上	0.8割以上	0.8割以上
法 面 垂 直 高	80m以下	80m以下	80m以下	80m以下
有 機 含 有 量	-	-	-	-
土 壤 酸 度 (PH)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H ₂ O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中	-	-	-	-
吹付用ホース延長注)5・6	0~80m	0~200m	0~200m	0~200m
施 工 適 期注)7	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで

I-1-3-18
(I-1-3-18)

■別紙番号の追加

■表記の変更

■植生製品適用条件表について記載

- 注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土(シルト、粘土)の量をいう。
 2. 表面れき含有量のれきとは、2mm以上75mm以下の粗粒土(細れき、中れき、粗れき)をいう。
 3. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
 4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
 5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。
 6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
 7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ(平均値)と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
 8. 植生製品を使用する場合は、別紙-2「植生製品適用条件表」を参照のうえ、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(旧) 令和6年10月版

摘要

植生工法適応条件表 (2/2)

別紙

植 生 工 法 条 件	植生基材吹付工 (土砂系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 3 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 8 cm
適用土質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	れき {G} 砂れき {GS} 細粒分まじりれき {GF} 砂 {S} れき質砂 {SG} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	軟岩 (I) 強風化・亀裂面風化 クラック間隔 5cm未満 れき {G}	軟岩 (I・II) 亀裂面風化 クラック間隔 5cm~15cm未満	軟岩 (II)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラック間隔15cm~50cm未満
れき含有量注)2	0%~50%	-	-	-
土 壤 硬 度	10mm~30mm未満	30mm以上	30mm以上	30mm以上
勾 配	1.0割以上	1.0割以上	0.8割以上	0.8割以上
法 面 垂 直 高	80m以下	80m以下	80m以下	80m以下
有 機 含 有 量	-	-	-	-
土 壤 酸 度 (PH)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H2O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H2O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H2O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H2O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中	-	-	-	-
吹付用ホース延長注)5・6	0~80m	0~200m	0~200m	0~200m
施 工 適 期注)7	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで

- 注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土 (シルト、粘土) の量をいう。
 2. れき含有量のれきとは、2mm以上75mm以下の粗粒土 (細れき、中れき、粗れき) をいう。
 3. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
 4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
 5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。
 6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
 7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
 8. 人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適合することを確認し使用すること。
 9. 人工芝を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時期までとする。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定) (追加)

摘 要

植生製品適用条件表

別紙-2

工 法 名	人工張芝	植生シート工	植生マット工 肥料袋付
規 格	ポリエチレンネット又はワラ	標準品 (ポリエチレン) 環境品 (分解性樹脂ネット、間伐材利用)	肥料袋間隔40cm ポリエチレンネット
適 用 土 質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	れき質土 (GF・GF-S・GFS) 砂質土 (SF・SF-G・SFG) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	れき質土 (GF・GF-S・GFS) 砂質土 (SF・SF-G・SFG) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	砂れき (GS・GS-F) 細粒分まじりれき (GF) 砂 (細粒分5~15%のS-F、S-FG) れき質砂 (細粒分5~15%のSG-F) 細粒分まじり砂 (SF) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)
土 壤 硬 度	10mm~20mm	10mm~23mm未満	10mm~27mm未満
勾 配	1.5割以上	1.5割以上	0.8割以上
有 機 含 有 量	3%以上	3%以上	—
土 壤 酸 度 (PH)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H2O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H2O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H2O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下
施 工 適 期	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間 以上確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間 以上確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間 以上確保されると予想される時まで

I-1-3-19②
(-)

■追加

- 注) 1. 植生シート工・植生マット工は種子散布工や種子吹付工が施工困難な現場条件の場合や、施工規模を考慮し適用出来るものとする。
 2. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
 3. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
 4. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
 5. 上表の条件によらない場合は、現場条件に応じた植生製品を検討すること。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
第5編 道路編 第7章 照明	第5編 道路編 第7章 照明	
<p>5-7-4-6 接 地</p> <p>1. 低圧配線の金属管、分電盤(箱)、器具、ポール、ケーブルの接続箱、支持金物及び保護金物で、使用電圧300Vをこえるものは、C種接地とし、300V以下のものはD種接地を行わなければならない。</p> <p>2～5 (省略)</p>	<p>5-7-4-6 接 地</p> <p>1. 低圧配線の金属管、分電盤(箱)、器具、ポール、ケーブルの接続箱、支持金物及び保護金物で、使用電圧300Vをこえるものは、特別第3種接地とし、300V以下のものは第3種接地を行わなければならない。</p> <p>2～5 (省略)</p>	<p>I-5-7-12 (I-5-7-12)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う変更</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)																																																																										
<p>II 土木工事施工管理基準</p> <p>4 出来形管理基準（漁港編） 9 本體工（捨石・捨ブロック） 9-2 捨ブロック工</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1) 捨ブロック製作</td> <td>幅、高さ、長さ、壁厚</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>型枠取外し後10個に1個以上測定</td> <td>1cm</td> <td>管理表を作成し提出</td> <td>幅+2 cm,-1 cm 高さ+2 cm,-1 cm 長さ+2 cm,-1 cm 壁厚 ±1 cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対角線</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>型枠取外し後10個に1個以上測定</td> <td>1 cm</td> <td>管理表を作成し提出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>型枠形状寸法 (異形ブロック)</td> <td>観察</td> <td>型枠搬入後適宜</td> <td></td> <td>観察結果を報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック外観 (異形ブロック)</td> <td>観察</td> <td>10個に1個以上測定</td> <td></td> <td>観察結果を報告</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1) 捨ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅+2 cm,-1 cm 高さ+2 cm,-1 cm 長さ+2 cm,-1 cm 壁厚 ±1 cm		対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出			型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告			ブロック外観 (異形ブロック)	観察	10個に1個以上測定		観察結果を報告			<p>II 土木工事施工管理基準</p> <p>4 出来形管理基準（漁港編） 9 本體工（捨石・捨ブロック） 9-2 捨ブロック工</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1) 捨ブロック製作</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>型枠形状寸法</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>型枠搬入後適宜</td> <td>1 cm</td> <td>管理表を作成し提出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック外観</td> <td>観察</td> <td>全数</td> <td></td> <td>観察結果を報告</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1) 捨ブロック製作															型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	型枠搬入後適宜	1 cm	管理表を作成し提出			ブロック外観	観察	全数		観察結果を報告			<p>II-4-30(L) (II-4-30(L)) ■諸基準に準拠した基準の見直し</p>
工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																					
1) 捨ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅+2 cm,-1 cm 高さ+2 cm,-1 cm 長さ+2 cm,-1 cm 壁厚 ±1 cm																																																																						
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出																																																																							
	型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告																																																																							
	ブロック外観 (異形ブロック)	観察	10個に1個以上測定		観察結果を報告																																																																							
工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																					
1) 捨ブロック製作																																																																												
	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	型枠搬入後適宜	1 cm	管理表を作成し提出																																																																							
	ブロック外観	観察	全数		観察結果を報告																																																																							
<p>III 付表</p> <p>3-2 出来形総括図の提出 道路関係工事の受注者は、工事の竣工に際し、他の関係書類とともに、この要領の定めるところに従って出来形総括図を作成し、工事監督員に提出しなければならない。</p>	<p>III 付表</p> <p>3-2 出来形総括図の提出 1. 道路関係工事の受注者は、工事の竣工に際し、他の関係書類とともに、この要領の定めるところに従って出来形総括図を作成し、工事監督員に提出しなければならない。 2. 提出図面は、工事平面図（コピー）及び原図用紙に、作図要領に従って鉛筆書きで記入した原稿図各1部とする。</p>	<p>III-3-1 (III-3-1) ■実態を考慮した見直し</p>																																																																										